

第 2 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和3年2月9日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎所管部（市民部、健康福祉部）の報告及び当面の課題説明を受け質疑を行った。

【市民部】

1. 令和3年度第1回市議会定例会補正予算提出案件について

概要について報告を受けた。

2. 年金生活者支援給付金の支給額誤り（過大支給）について

① 令和元年に発生した「申請書の誤送付」について【対象者 305 名】

- ・令和元年 11 月、年金機構の送付した「受給申請書」が対象外の方に誤送付。
- ・支給開始は 12 月であったため、誤支給は生じず。
市から「お詫び文」を対象者に送付。（国からは、後日「不支給通知」等が送付）
- ・原因は、厚労省への提供データを抽出する際の「プログラムの設定誤り」によるもの。

② 今回発生した「支給額誤り」（過大支給）について【対象者 392 名】

- ・上記の修正報告書に必要な「対象者の範囲」「所得情報」が不足していたことにより、補足的給付金の計算に必要なデータが提供されず、誤支給となったもの。
- ・過大支給のため要返還。

③ 原因

- ・電算会社が令和元年の「対象者リスト」を提出する際、年金局からの指示や支給要件等の解釈に基づいて「対象者データ」を抽出したが、「対象者の範囲」「所得情報」が不足したもの。

④ 顛末

- ・令和 2 年 10 月 厚労省から指摘、
 - ・令和 2 年 11 月 年金事務所に修正データを提出
 - ・令和 3 年 2 月 2 日 厚労省から連絡あり
 - ・令和 3 年 2 月 3 日 「紙リスト」の受取（旭川年金事務所、電算会社が代理受取）
 - ・令和 3 年 2 月 8 日 「詫び状」の送付
 - ・令和 3 年 2 月 9 日 日本年金機構から「詫び状」「支給額決定通知書」等を送付
- ※なお、厚労省の公表は「4 月予定」と聴取。自治体は「詫び状」発送後、公表可。

【質疑】

Q：8 日・9 日と対象者に文書が届くが、具体的な対応は。

A：市民年金係でも対応するが、返還対応の詳細は分からないので、最終的な対応は日本年金機構となる。

Q：電算会社の認識不足との説明であるが、今回の事態について道内自治体との協力体制は。

A：電算会社には、令和元年度に改善依頼を行っている。今後は、前回の対応を含めて、担当者だけでなく、市理事者から申し入れを行う。他市との連携した申し入れについては、今後の協議となる。

Q：名寄市としてチェックできるシステムになっていないのか。

A：対象者抽出は委託会社で行っており、プログラムは市単独では確認できないシステムである。

【健康福祉部】

1. 条例の一部改正（案）について（令和3年第1回定例会提案予定）

概要について報告を受けた。

2. 第1回定例会提案予定の主な補正予算（案）について

概要について報告を受けた。

3. しらかばハイツ利用者及び介護職員等の状況について

しらかばハイツの令和元年度及び令和2年度（2月迄）の利用者数並びに介護職員状況の説明を受けた。

- ・利用者数は定員80名に対して、64名～70名で推移。
- ・介護職員は正規・準職員を含めて37名の定員であるが、募集を行うも33名前後で推移し、職員の定数には至っていない。
- ・2月1日より清峰園より1名異動し、しらかばハイツ内の職員内で業務を分担しながら対応しているが、職員不足は以前より厳しい状況にある。
- ・要介護度別利用状況も4.37で全国平均介護度3.95を上回っている。
- ・今後も、一人でも多く入所できる体制で進めていきたい。

4. 公立南保育所等の基本設計の進捗状況について

- ・特徴として、中庭を設けた口の字型の施設。合理性の高い形状のため面積効率が良く、遊戯室などの大空間の構造負荷も少ない。保育室を基準内（有効面積を確保）で縮小。
- ・都市公園法の占有を適用し、花園公園の敷地30%を保育所敷地として占有する。
- ・建物は垂直に伸びる2階建てで、施設内の視認性を確保した見守りやすい施設とした。
- ・敷地内通路は一方通行とし、駐車場は現在の市立病院職員駐車場も利用する。

【質疑】

Q：保育所と住宅街の距離と冬場の除雪対応は。

A：距離は計画の段階であるが概ね16m前後である。除排雪については十分な体制を取っていく。

Q：1月29日に1区町内会で説明会を開催し、外構廻りを含めた東側出口除雪について検討するとの事であったが、回答時期は。

A：施設全体の安全・安心な運営について、各部署間で庁議やローリングを通じて協議していくので、すぐ回答することはできない。

Q：都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の都市誘導区域の初めての事業であるが、申請時期と補助率は。

A：令和4年度の事業が対象となるように対応していく。補助率は50%である。

5. 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 感染予防対策について

国では新規感染者は依然として高い水準にあることや、重症患者や死亡者が増加している状況を踏まえ、10都府県の緊急事態宣言を3月7日まで延長した。北海道においても、同様の感染状況にあることから感染対策を継続している。

①北海道の感染状況及び感染予防の「集中対策期間」について

新規感染者は減少しているものの依然として高い水準にあり、石狩地方等においては医療現場がひっ迫している状況にある。特に小樽市での感染者が急増していることから、「感染リスクを回避できない場合には、小樽市との往来を控えること」を感染予防対策に追加し、道民に周知している。

②本市の対策について

基本的には、北海道の感染予防対策に準じた対応を進める。

2月17日に市内の事業者を対象に「新型コロナウイルス感染症対策に向けた勉強会」を開催する。

(2) 新型コロナウイルスワクチンの接種の実施について

国において、ワクチンの接種時期については2月中旬から医療従事者、4月からは高齢者へ開始することで準備が進められている。

ワクチン接種については、上川北部医師会の協力をいただきながら対応していく。

①対策本部内に「ワクチン接種対策チーム」の設置について

対策チームのメンバーは、立ち上げ時は総務部・健康福祉部・市立病院・国保診療所を中心に構成し、必要に応じてメンバーを補充していく。

②接種に関する準備状況について

接種開始時期については、ワクチンの配送時期及び量が決まっていないので、現在のところ未定。

ア) 接種人数について

- ・高齢者：9,255人
- ・高齢者以外の対象：14,811人

イ) 高齢者への集団接種について

- ・名寄地区⇒名寄市民文化センター多目的ホールを予定。
- ・風連地区⇒ふうれん健康センター又は風連児童クラブなどの公共施設で検討。
- ・智恵文地区⇒接種会場を設置するか又は送迎により対応するか、医師・看護師の確保状況等勘案。

【市民福祉常任委員会テーマ推進に向けて】

- ・現在までのテーマ毎の推進状況の確認を行い、今後の対応について協議を行った。
- ・令和2年10月実施の「市民アンケート」で所管に係る内容について、4月中旬までに整理する事を確認した。

以上

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 東川 孝義